

ページ	段	行	誤	正
(7)	上	19	訓練の現況と問題点」	訓練の現況と <b>展望</b> と問題点」
(8)	上	11-2	職業補導所と江東及び八王子総合職業補導所は独立したり、東京都に移管されている〔三一五九〕。	職業補導所は独立した。(八王子総合職業補導所は <b>昭和34年に東京都と交換</b> 、江東総合職業補導所は <b>昭和39年に東京都に移管</b> される。)
(9)	下	13-4	「補導員」を設置して監督者訓練の推進であった。	<b>設置した「補導員」により監督者訓練の推進を始めた。</b>
(10)	下	3	関連項目にも出典を付した。	関連項目にも出典を付した。 <b>ただし、法令では簡略化した名称もある。</b>
(10)	下		資料索引は掲載した	資料索引は <b>法令を除き</b> 掲載した
(16)	下	12-13	各種学校を公共職業補導所として認定することを明確にした〔5-1-12〕。	<b>文科省所管</b> の学校を公共職業補導所として認定することを明確にした〔5-2-12〕。
(24)	上	13	米国教育使節団報告書	<b>合衆国</b> 教育使節団報告書
(24)	上	後6	労使協議会雇用部会	労使協議会雇用部会の <b>結論</b>
(24)	下	2	人口と失業対策について	<b>諮問（失業対策委員会）</b>
(24)	下	6	知識階級失業者救済のための具体的方策	<b>答申（イ）諮問（ロ）に対する答申</b>
(24)	下	8	労働条件の基準に関する法律案	<b>労働保護法案の起草について</b>
(24)	下	13	労働基準法の説明	労働基準法に関する <b>国会（衆議院）説明</b>
(24)	下	14	労働基準法の説明	労働基準法に関する <b>国会（衆議院委員会）説明</b>
(24)	下	15	中小工業振興大作要綱に対する意見」	<b>希望条件（貴族院）</b>
(24)	下	後10	職業補導施設の拡充に関する事項	職業補導施設の拡充に関する事項（ <b>案</b> ）
(24)	下	後8	職業安定法の提案理由	職業安定法案 <b>説明</b>
(25)	上	3	失業対策としてとるべき当面の方策について意見を求める	<b>諮問第1号（失業対策審議会へ）</b>
(25)	上	13	労働関係法令の再検討	労働関係法令 <b>改廃要綱</b>
(25)	上	後2	職業訓練の現況と問題点	職業訓練の現況と <b>展望</b> と問題点
(25)	下	2	公共事業による失業者吸収措置	公共事業 <b>等</b> による失業者吸収措置
(25)	下	後3	職業訓練の現況と問題点	職業訓練の <b>現状</b> と問題点
(26)	上	1	職業訓練制度の確立について	職業訓練制度の確立に関する <b>答申</b>
(26)	下	後3	総合職業補導所、共同作業所の設置	<b>失業保険施設の設置</b>
(27)	上	9&10	労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令 <b>中改正</b>	労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令
(27)	下	14	技能者養成規程に基き教習事項に関する件	教習事項に関する <b>告示</b>
(27)	下	16	(抜け)	〔4-3-6〕 <b>技能者養成指導員資格検定期中改正</b>
(27)	下	後7	技能者養成規程に基づき、教習事項の基準	教習事項の <b>基準</b>
(27)	下	16	技能者養成 <b>指導員資格検定期則</b>	技能者養成規程の一部を改正する省令
(28)	上	2	技能者養成規程第一三条の規定に基き教習事項に関する <b>件中改正</b>	教習事項の一部を改正する <b>告示</b>
(28)	上	7	技能者養成規程第一四条の規定に基き、教習事項の <b>基準を定める件</b>	教習事項の <b>基準の制定</b>
33	下	後3	失業対策として急速措置すべき事項に関する意見	失業対策トシテ急速措置スベキ事項ニ関スル意見
40	下	後2	(イ) 諮問 (ロ) に対する答申	<b>答申（イ）諮問（ロ）に対する答申</b>
84	下	後10	職業訓練の現況と問題点	職業訓練の現況と <b>展望</b> と問題点
122	上	13	職業訓練の現状と問題	職業訓練の <b>現状</b> と問題点
124	上	14	諮問第1号に対する答申	第1号答申（ <b>雇用審議会</b> ）
193	下	後3	労働福祉事業団 <b>法</b> 監理官監督規程	労働福祉事業団監理官監督規程
195	上	後3	<b>道</b> 総合職業補導所	総合職業補導所
232	下	1	技能者養成 <b>規定</b> の一部改正	技能者養成 <b>規程</b> の一部改正
293	上	9	教習事項の <b>基準の改正</b>	教習事項の <b>基準の制定</b>
309	下後1		失業保険福祉施設〇〇総合職業 <b>補導</b> 所	失業保険福祉施設〇〇総合職業 <b>訓練</b> 所
310	～下3			
310	上	16	失業保険福祉施設 <b>長野</b> 総合職業補導所	失業保険福祉施設 <b>長野</b> 総合職業訓練所